村」に、「の協議により定めた町村」を「が協議して定めた市町村」に、「又はその」を「（その」に、「都道府県」を「、都道府県」に、「がこれを」を「）が、同項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が、それぞれ」に改める。

第百八十四条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二、第十条の二、」を加え、「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条第一項から第四項まで」に、「第七十八条第一項及び第二項」を「第七十八条第一項から第四項まで」に、「第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四中「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条第一項から第四項まで」に、「第七十八条第一項及び第二項」を「第七十八条第一項から第四項まで」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第四条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等における投票等の保存）」に改め、同条中「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に、「においては」を「については」に、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「あらかじめ」を削り、「定めた町村の選挙管理委員会」を「定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区（総合区を含む。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会）」に、「指定した町村の選挙管理委員会」を「指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）」に、「十年間」を「十年間、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項の期間、保存しなければならない。

第三十二条第二項中「規定（」の下に「第十一条第一項及び」を加え、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」及び「（別記様式備考第二号において「指定都市」という。）」を削る。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条　漁業法施行令の一部を次のように改正する。

第九条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二（投票区の廃止又は変更の告示）、第十条の二（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）、」を、「第四十四条の二」の下に「、第四十六条第四項」を加え、「第四十八条第三項及び第四項」を「第四十八条第四項から第六項まで」に、「第六十七条第五項及び第六項」を「第六十七条第七項及び第八項」に、「第七十八条第三項及び第四項」を「第七十八条第四項から第六項まで」に、「第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項」を「第九十二条第十一項」に、「第三項まで」を「第四項まで（公職の候補者等に関する通知）」に改め、同条の表第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項の項中「第九十二条第十項」を「第九十二条第十一項」に改め、同表第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項及び第三項の項中「第九十二条第十項」を「第九十二条第十一項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第二十三条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二（投票区の廃止又は変更の告示）、第十条の二（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）、」を、「第四十四条の二」の下に「、第四十六条第四項」を加え、「第四十八条第三項及び第四項」を「第四十八条第四項から第六項まで」に、「第六十七条第五項及び第六項」を「第六十七条第七項及び第八項」に、「第七十八条第三項及び第四項」を「第七十八条第四項から第六項まで」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第六条　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び次条第一項において」を「以下」に改める。

第二十一条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会）」を加え、同条第二項中「同項中」の下に「市町村の選挙管理委員会（法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会）」とあるのは「市町村の選挙管理委員会」と、」を加える。

第二十二条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、」を加え、「第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「第四十六条第四項、第四十八条第四項」に改め、「係る部分に限る。）」の下に「並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第八項まで」を、「第四章の四」の下に「第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）」を加え、「第六十七条第一項及び第二項」を「第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項」に、「、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「及び第三項、第七十八条第四項」に、「第一項第七号」を「第一項第十一号及び第十二号」に改め、同条の表第五十九条の五の二の項の次に次のように加える。

第六十六条第二項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長
第六十七条第一項	当該選挙	市町村の議会の議員及び長
第六十七条第五項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長

第二十二条の表第六十八条の項中

第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項	前条第一項

を

第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項	第六十六条第二項若しくは前条第一項若しくは第五項

に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第七条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　投票人名簿（第一条―第十一条）」を「第一章　投票区及び開票区（第一条・第一条の二）　第二章　投票人名簿（第一条の三―第十一条）」に、「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第一条第一項中「日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の三とする。

第二条第一号中「（昭和二十五年政令第八十九号）」を削る。

第四条第二項中「（昭和二十五年法律第百号）」を削る。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章　投票区及び開票区

（投票区の廃止又は変更の告示）

第一条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二の規定は、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「法」という。）第七条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十七条第二項の規定により市町村の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて数投票区を設ける場合について準用する。